

◆ 受講料の取扱いについて

Q1	受講料4万円の支払い方法
A1	受講料は、受講決定後、原則口座振込による一括払いです。 ただし、経済的理由による分割払い(2019年4月初旬及び6月末、各2万円)も可能ですので、お問い合わせください。また、振込手数料は、受講生負担となります。
Q2	受講料の返金はあるのでしょうか
A2	ITの基礎からプログラミングまでを一つのプログラムとしておりますので、途中で終了された場合でも返金はいたしませんので、予めご了承ください。
Q3	受講料の免除について
A3 (1)	経済的な理由がある方にも広く受講していただくため、下記のいずれかに該当する方は、受講料が全額免除となります。 1. 生活保護法に規定する被保護世帯に属する方 2. 地方税法の規定による市町村民税(均等割及び所得割いずれも)が非課税となる世帯に属する方 ^{※1} 3. 児童扶養手当を受給されている方(一定条件による)
A3 (2)	受講料の免除を受けようとする場合は、エントリーシートの志望動機欄に「受講料の免除希望」と記入し、上記 A-3(1)の該当する免除対象条件、「1.、2.、3.のいずれか」を明記してください。
A3 (3)	受講決定後、別途メールにより連絡しますので、必要書類を提出してください。受講料免除の適否を審査後、結果をお知らせします。審査の結果、免除対象外となった場合は、受講料をお支払いいただきます。

該当する免除に必要な書類(受講決定後)

対象者	必要書類	書類申請場所
被保護世帯(生活保護)	・生活保護受給証明書	お住まいの市町村窓口 又は福祉事務所にお問い合わせください。
非課税となる世帯	・住民票 (世帯全員記載のもの)	
	・平成30年度の所得証明書 及び 課税証明書	
児童扶養手当を受給されている世帯	・平成30年度の児童扶養手当受給証明書	

【注意】

※1 本学が言う非課税世帯の世帯全部とは、税法上の「生計を一にする」世帯の全部をいいます。配偶者が単身赴任などにより、住民基本台帳上の居を別とする配偶者であった場合など、これに該当しますが、「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務(扶養者である配偶者の単身赴任等)、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に扶養等を含む生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。したがって、居を別としている場合は、2018年1月1日現在、ご本人および配偶者の住民票があった市町村に非課税であることをご確認ください。住民基本台帳上の別世帯であっても生計を一にする配偶者が非課税でない場合は、受講料免除の対象とはなりません。